

## 従事者共済会 重要事項説明書

- ◇本説明書は、従事者共済会にご加入いただくにあたり、特に理解いただきたい内容を記載しています。
- ◇加入に際し、従事者共済会の掛金及び退職共済金等が、ご加入者の意向に沿ったものであるかを必ず確認してください。
- ◇退職共済金を給付できない場合等、ご加入者に不利益となる部分は特に重要です。  
また、退職によらず従事者共済会を退会する場合は、ご加入者に不利益となる可能性もあります。
- ◇さらに、従事者共済会は、加入者の代表者からなる代議員会により運営されている点も重要です。
- ◇従事者共済会の制度の詳細については、東京都社会福祉協議会ホームページに「従事者共済会のあらまし」や「従事者共済会規程」その他の関係規程を掲載していますのでご確認ください。
- ◇ご不明な点等は、従事者共済会（☎03-5283-6898）または所属施設・団体のご担当者にお問い合わせください。

### <従事者共済会の事業>

社会福祉施設・団体の従事者の福利増進を図ることを目的に、次の事業を行っています。

- 1 退職共済金の給付
- 2 貸付金事業
- 3 その他加入者の福利厚生に関する事業

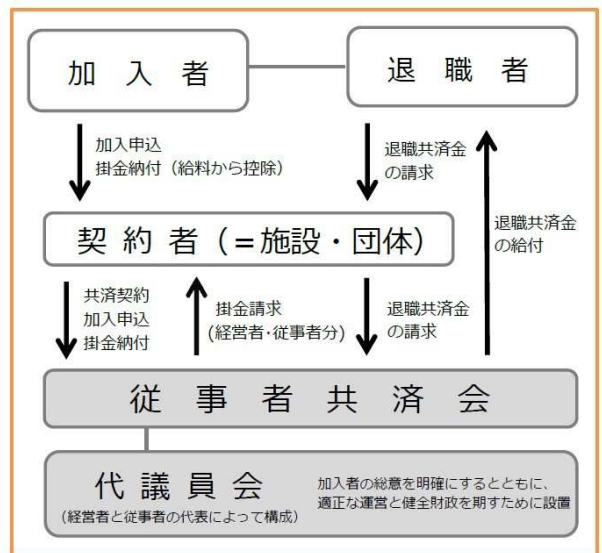
### <従事者共済会の運営>

従事者共済会は、加入者の代表からなる「代議員会」により運営され、事務局を東京都社会福祉協議会が担っています。

契約者：東京都社会福祉協議会の会員である民間社会福祉施設・団体の経営者

加入者：契約者が経営する施設・団体に勤務する有給の経営者・常勤職員・非常勤職員

共済契約：従事者共済会が、契約者から退職金の給付に必要な資金の預託と給付の権限の委任を受けることを約する契約



### <入会金>

- ・加入者一人当たり300円です。
- ・初回の掛金にあわせて、従事者共済会に納入されます。

### <掛金月額>

- ・加入者の本俸月額（給与から諸手当を除いた金額）に対し、表1「標準給与月額等級及び掛金月額表」のとおり設定します。
- ・掛金月額＝標準給与月額×46/1000（契約者と加入者で折半）
- ・毎月、給与から天引きされ、契約者経由で従事者共済会に納入されます。
- ・年1回（10月）標準給与月額を改定し、掛金月額も変更します。それ以外の時期に、変更することはできません。

### <事務局の運営費>

- ・掛金総額の1.3/46の範囲内で、東京都社会福祉協議会が事務局を運営します。

### <退職共済金の給付>

- ・加入期間（掛金納入期間）が12か月以上の加入者が、退職した時、死亡した時、常時従事する有給職員でなくなった時に給付されます。なお、死亡退職の場合は、本制度で定める受取人（遺族）に給付します。

- ・加入期間（掛金納入期間）が12か月未満で退職した場合は、退職共済金が給付されません。
- ・退職によらず従事者共済会を退会する場合は、脱会として扱い、加入者掛金累計額のみ支払います。
- ・従事者共済会と契約している施設等に転職する場合、掛金の納入期間に空白が生じなければ加入を継続できます。
- ・休職中は掛金の納入を中断できますが、中断期間は加入期間から除かれます。
- ・退職共済金の請求権は、退会日から5年以内に行使しないと消滅します。

<退職共済金の計算>

- ・退職共済金＝全加入期間の平均標準給与月額×給付率
- ・給付率は、表2「退職共済給付率表」に規定しています。

<貸付金事業>

- ・加入期間（掛金納入期間）が12か月以上の加入者は、退職共済金額に応じ、300万円まで貸付を受けられます。
- ・貸付中に退職する場合は、貸付残額を退職共済金で相殺して精算します。

<資産の運用・管理>

- ・従事者共済会資金管理細則に基づき、安全第一に管理・運用されますが、経済動向等による制度の見直しにより、将来の掛金や給付率が変更される場合があります。

<従事者共済会の解散>

- ・やむを得ない事情により従事者共済会を解散する場合は、代議員会の同意を得て、東京都社会福祉協議会理事会及び評議員会の議を経て、加入者に対し残余財産の額に応じて配分されます。

表1 標準給与月額等級及び掛金月額表

等級	本 俸 月 額		標準給与 月 額 円	掛金月額		
	円以上	円未満		46/1000	23/1000	23/1000
1		58,000	56,000	2,576	1,288	1,288
2	58,000	62,000	60,000	2,760	1,380	1,380
3	62,000	66,000	64,000	2,944	1,472	1,472
4	66,000	70,000	68,000	3,128	1,564	1,564
5	70,000	74,000	72,000	3,312	1,656	1,656
6	74,000	78,000	76,000	3,496	1,748	1,748
7	78,000	83,000	80,000	3,680	1,840	1,840
8	83,000	89,000	86,000	3,956	1,978	1,978
9	89,000	95,000	92,000	4,232	2,116	2,116
10	95,000	101,000	98,000	4,508	2,254	2,254
11	101,000	107,000	104,000	4,784	2,392	2,392
12	107,000	114,000	110,000	5,060	2,530	2,530
13	114,000	122,000	118,000	5,428	2,714	2,714
14	122,000	130,000	126,000	5,796	2,898	2,898
15	130,000	138,000	134,000	6,164	3,082	3,082
16	138,000	146,000	142,000	6,532	3,266	3,266
17	146,000	155,000	150,000	6,900	3,450	3,450
18	155,000	165,000	160,000	7,360	3,680	3,680
19	165,000	175,000	170,000	7,820	3,910	3,910
20	175,000	185,000	180,000	8,280	4,140	4,140
21	185,000	195,000	190,000	8,740	4,370	4,370
22	195,000	210,000	200,000	9,200	4,600	4,600
23	210,000	230,000	220,000	10,120	5,060	5,060
24	230,000	250,000	240,000	11,040	5,520	5,520
25	250,000	270,000	260,000	11,960	5,980	5,980
26	270,000	290,000	280,000	12,880	6,440	6,440
27	290,000		300,000	13,800	6,900	6,900

表2 退職共済給付率表

加入 期間	給付率
1年	0.4760
2	0.9742
3	1.5264
4	2.2080
5	2.7847
6	3.3662
7	3.9533
8	4.5447
9	5.1418
10	5.7448
11	6.3516
12	6.9644
13	7.5808
14	8.2034
15	8.8323
16	9.4643
17	10.1028
18	10.7477
19	11.3991
20	12.0572
21	12.7218
22	13.3931
23	14.0711
24	14.7559
25	15.4475

- ・必ず、東京都社会福祉協議会ホームページに掲載した「従事者共済会規程」「従事者共済会規程その他の関係規定」をご確認ください。
- ・なお、上記の規定は、必要に応じて変更されることがあります。
- ・変更の場合は、変更内容と効力発生日も、あわせてホームページに掲載し、周知いたします。
- ・さらに、ホームページには、「従事者共済会制度の詳細」「毎年度の運営状況」「財政状況」「各種手続き」「貸付金制度」等も掲載しています。